

議案第79号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例
の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年12月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備
に関する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例(平成17年多可町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(多可町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 多可町職員の給与に関する条例(平成17年多可町条例第48号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第27条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第28条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第31条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(多可町印鑑条例の一部改正)

第3条 多可町印鑑条例(平成17年多可町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者((1)に掲げる者を除く。)

(多可町消防団条例の一部改正)

第4条 多可町消防団条例(平成17年11月1日多可町条例第194号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「又は第2号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例による。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の新旧対照表

(多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 多可町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例(平成17年多可町条例第30号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
<p>(失職の例外)</p> <p>第3条の2 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について、その情状がやむをえない場合には失職しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第3条の2 法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について、その情状がやむをえない場合には失職しない。</p> <p>2 (略)</p>

(多可町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 多可町職員の給与に関する条例(平成17年多可町条例第48号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p>

現 行	改 正
<p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）</u>についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。</u>次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第31条 (略)</p>	<p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第31条 (略)</p>

現 行	改 正
2～5 (略) 6 第2項又は第3項に規定する職員が、 <u>当該各項に規定する期間内で第27条第1項又は第28条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当又は勤勉手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</u> 7 (略)	2～5 (略) 6 第2項又は第3項に規定する職員が、 <u>これらの規定に規定する期間内で第27条第1項又は第28条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、それぞれ第2項又は第3項の例による額の期末手当又は勤勉手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</u> 7 (略)

(多可町印鑑条例の一部改正)

第3条 多可町印鑑条例(平成17年多可町条例第12号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
(登録資格) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録をすることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) <u>成年被後見人</u>	(登録資格) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録をすることができない。 (1) 15歳未満の者 (2) <u>意思能力を有しない者((1)に掲げる者を除く。)</u>

(多可町消防団条例の一部改正)

第4条 多可町消防団条例(平成17年多可町条例第194号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
(欠格条項) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u> (3) (略)	(欠格条項) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u> (2) (略)

現 行	改 正
<p>(4) (略)</p> <p>2 団員は、前項第1号又は第2号に該当するに至ったときは、その職を失う。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 団員は、前項第1号に該当するに至ったときは、その職を失う。</p>